

## 長野上水内教育会ホームページに掲載する情報を作成するためのガイドライン

- 1 長野上水内教育会ホームページに掲載される情報は、長野上水内教育会ホームページ運営規約に則った内容であることはもちろん、長野上水内教育会会員の他、公教育にかかわる教育関係職員や幼児児童生徒、保護者並びに一般市民にとって有益なものであり、公教育の充実に資するものでなくてはならない。
- 2 長野上水内教育会ホームページに掲載される情報は、個人が特定できるものであってはならない。
  - (1) 個人名及び個人名を特定できるイニシャルは、使用してはならない。
    - ・順序性をもたない、Aさん、Bさん、C小学校、D中学校、E特別支援学校等とする。
    - ・「Aさん」以外の「A子」「A君」「A生」「A男」「A児」といった記述を可とする。
  - (2) 写真、図版、動画等を利用する場合は、対象、背景等を含め、個人が特定できるものであってはならない。
    - ・個人の作成物または作品、個人のデータ、個人の作成した画像等を掲載する場合は、作成者等の許諾を得たうえで掲載する。その際、当該作品・データ等の直近に、作成者の学年のように、必要最小限の情報を記載する。
  - (3) 特に個人名等の記述がなくとも、その内容から個人が特定できるものであってはならない。
    - ・学年については記述を可とする。
    - ・市町村名は公開を可とするが、学校名の記載は不可とする。
    - ・長野上水内教育会が主催する研究会を除き、研究会の名称、指導者の氏名、担当者の氏名等は掲載不可とする。ただし、教職員の氏名については、本人の許諾が得られており、それを掲載することで他の関連する個人等が特定されない場合に限り、掲載を可とする。
  - (4) その他、個人情報の取り扱いについては、当該の情報を作成した者が所属する機関の長の判断によるものとする。

- 3 長野上水内教育会ホームページに掲載される情報は、特定の地域、企業、団体等に利益もしくは不利益をもたらすものであってはならない。
  - (1) 企業名、団体名、商品名等は、原則として匿名とする（A会社、B企業等の記述にする）。
    - ・公共機関であり、記述が特にその機関の不利益になっていない場合は掲載可とする。
  - (2) 企業名、団体名、商品名等を使用する場合は、当該情報の作成者の責任で事前の許可を得たうえで、当該情報の末尾等に、許可を得た旨の記述をしておかなくてはならない。
  - (3) その他、地域、企業、団体等の取り扱いについては、当該の情報を作成した者が所属する機関の長の判断によるものとする。
- 4 長野上水内教育会ホームページに掲載される情報は、著作権、肖像権、その他の権利を侵害するものであってはならない。
- 5 長野上水内教育会ホームページに掲載される情報の作成者が所属する機関の長あるいは情報を取りまとめた研究委員会等の委員長や世話係等は、掲載される情報の内容が、公開にふさわしいものであること及び本ガイドラインを満たしていることについて確認しなければならない。
- 6 長野上水内教育会の代表者及び長野上水内教育会情報管理委員会は、長野上水内教育会ホームページに掲載された情報のうち、不適切と認める情報について、当該の情報を作成した者が所属する機関の長あるいは情報を取りまとめた研究委員会等の世話係等と協議の上、その内容を削除することができる。
- 7 長野上水内教育会の代表者及び長野上水内教育会情報管理委員会は、長野上水内教育会ホームページに掲載した情報の作成者等と協議することなく、本ガイドラインを改正することができる。